

事務連絡
令和5年6月30日

各（都道府県
市町村
特別区）母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

産後ケア事業の更なる推進について

平素より、母子保健行政に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年の母子保健法改正により、令和3年度から、市町村に対し、産後ケア事業の実施に関する努力義務が課され、「第4次少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においても、本事業について令和6年度末までの全国展開を目指すこととされています。

また、令和4年12月16日に全世代型社会保障構築会議が取りまとめた報告書では、「産前・産後の心身の負担を軽減するため、希望する全ての方が産前・産後ケアを利用することができるよう、産前・産後ケアの体制の充実を図るとともに、利用者負担の軽減を図る」ことが取り組むべき課題として挙げられ、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）においても、本事業について、「利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯を対象を拡大して実施するとともに、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から実施体制の強化等を行う」こととされたところです。

他方、本事業の体制強化等を図るに当たっては、現場における課題や実施実態等を把握する必要があることから、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、「産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究」（以下「令和4年度調査研究」という。）を実施したところです。令和4年度調査研究では、本事業における都道府県及び市町村の取組事例等を調査した上で、「産後ケア事業の体制整備のための事例集」（以下「事例集」という。）の作成を行ったところであり、令和5年3月30日付け事務連絡にて事例集の活用を依頼しています。

こうした中、本日、本事業に関する内容を含む「母子保健医療対策総合支援事

業実施要綱」(こども家庭庁成育局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」の別紙。以下「実施要綱」という。)及び「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」(こども家庭庁長官通知「母子保健衛生費の国庫補助について」の別紙)(いずれも令和5年4月1日から適用)について、発出したところです。これらの通知にあわせ、産後ケア事業の更なる推進を図るため、本事業の対象者の考え方や、市町村及び都道府県における本事業の実施及び体制整備に関する国庫補助の拡充等について、下記のとおり取りまとめましたので、内容について御了知の上、本事業の推進に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 産後ケア事業の対象者について

実施要綱を改正し、本事業の対象者について、「産後に心身の不調又は育児不安等がある者」「その他、特に支援が必要と認められる者」から「産後ケアを必要とする者」に見直し、本事業が「支援を必要とする全ての方が利用できる」事業であることを明確化した。

各市町村において、提供されるサービスの内容の説明等を産婦等(妊婦に対してあらかじめ説明等を行う場合における、妊婦を含む。以下同じ。)に行い、産婦等が事業内容について十分理解した上で利用を希望する場合には、「産後ケアを必要とする者」として、支援の対象としていただいて差し支えない。

また、先般創設した出産・子育て応援交付金では、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型の相談支援の充実を図るため、妊娠届出時や妊娠8か月頃、出産後に市町村の担当者と面談等を実施する機会を設けることとしたところである。実施要綱の改正の趣旨を踏まえ、当該面談等の機会も活用いただきながら、産後ケア事業による支援を必要とする産婦等への積極的な周知・案内を行うなど、利用促進を図っていただくようお願いする。

2. 全ての利用者を対象とする利用者負担の軽減措置の導入等について

産後ケア事業の利用者負担の軽減措置については、令和4年度予算から、非課税世帯を対象とする軽減措置(5,000円/回)の国庫補助の創設を行ったところであるが、令和5年度予算では、本事業を利用しやすい環境を整える観点から、非課税世帯以外の全ての利用者を対象とする利用者負担の軽減措置(2,500円/回(上限5回))を導入した。

また、産後ケア施設の整備費の補助（次世代育成支援対策施設整備交付金）については、令和4年度第2次補正予算において、補助率の嵩上げ（2分の1から3分の2）を行っており、令和5年度に予算を繰り越して引き続き支援を行うこととしている。加えて、令和5年度予算では、本事業を実施する建物の修繕に係る補助（妊娠・出産包括支援緊急整備事業）について、「自己所有物件」だけでなく「賃借物件」も補助対象とする拡充を行っており、各市町村においては、本事業の推進に向け、積極的な活用をお願いする。

3. 都道府県内の関係者が連携した支援体制の整備について

令和4年1月に総務省から公表された「子育て支援に関する行政評価・監視一産前・産後の支援を中心として一結果報告書」においては、同省の調査により、市町村の現場では、産後ケア事業の委託先である病院や助産所が地域によって偏在しており、単独での対応に苦慮している実態が把握されたとして、当時の産後ケア事業の所管省庁であった厚生労働省に対し、「市町村が事業を開始しやすく、取り組みやすい環境を整えるため、都道府県が関与した広域的な対応など、都道府県の市町村に対する支援を促すこと」等が勧告された。

当該勧告への対応として、まず、令和5年度予算では、本事業を含め、成育医療等に関する計画の策定、母子保健事業に関する実施体制の整備や委託先の確保（委託内容（契約金額など）の統一化による集合契約等の促進を含む。）、妊産婦等の住民のニーズ調査等に関する協議会を設置・開催する都道府県に対する国庫補助（「母子保健対策強化事業」の中の「母子保健に関する都道府県広域支援強化事業」）を創設したので、各都道府県におかれては、積極的に活用されたい。加えて、事例集には、市町村と委託先の契約締結の手續に係る支援や、報告様式等の統一化、本事業に関する委員会・担当者会議などの設置・開催など、管内市町村の広域連携に係る都道府県の取組の実例等を掲載したので、参照されたい。

また、妊婦・出産・産後のケアの連続性を担保し、本事業の円滑な実施を図るためには、各地域において、都道府県、医師会、助産師会等が協力し、多職種、多機関が連携した支援体制の整備を図ることが重要であることから、「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」（令和5年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）において、成育医療等に基づく評価指標の一つとして、「産後ケア事業の利用率」及び「精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある市町村数」を設定したところであるため、本事業の推進に当たっては、当該指標も参照されたい。

（担当）

こども家庭庁成育局 母子保健課 母子保健係

Tel:03-6862-0413

E-mail:boshihoken.kakari@cfa.go.jp